



一、相关新法令、新政策

● 在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法

【发布单位】人力资源和社会保障部  
 【发布文号】人力资源和社会保障部令第 16 号  
 【发布日期】2011-09-06  
 【实施日期】2011-10-15  
 【内容提要】根据该办法：

参保范围	<ul style="list-style-type: none"> <li>在中国境内依法注册或者登记的企业、事业单位、社会团体、民办非企业单位、基金会、律师事务所、会计师事务所等组织（以下简称“用人单位”）依法招用的外国人，应当依法参加社会保险。由用人单位和本人按照规定缴纳社会保险费。</li> <li>与境外雇主订立雇佣合同后，被派遣到在中国境内注册或者登记的分支机构、代表机构（以下简称“境内工作单位”）工作的外国人，应当依法参加社会保险。由境内工作单位和本人按照规定缴纳社会保险费。</li> </ul> <p><b>备注：</b>上述社会保险包括职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险。</p>
社保登记	<ul style="list-style-type: none"> <li>用人单位招用外国人的，应当自办理就业证件之日起 30 日内为其办理社会保险登记。</li> <li>受境外雇主派遣到境内工作单位工作的外国人，应当由境内工作单位按照上述规定为其办理社会保险登记。</li> </ul>
社保待遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加社会保险的外国人，符合条件的，依法享受社会保险待遇。</li> <li>在达到规定的领取养老金年龄前离境的外国人，其社会保险个人账户予以保留，再次来中国就业的，缴费年限累计计算；经本人书面申请终止社会保险关系的，也可以将其社会保险个人账户储存额一次性支付给本人。</li> <li>外国人死亡的，其社会保险个人账户余额可以依法继承。</li> <li>在中国境外享受按月领取社会保险待遇的外国人，应当至少每年向负责支付其待遇的社会保险经办机构提供一次由中国驻外使、领馆出具的生存证明，或者由居住国有关机构公证、认证并经中国驻外使、领馆认证的生存证明。外国人合法入境的，可以到社会保险经办机构自行证明其生存状况，不再提供前款规定的生存证明。</li> </ul>

一、関連する新法令、新政策

● 中国国内で就業する外国人の社会保険参加に関する暫定弁法

【発布機関】人的資源及び社会保障部  
 【発布番号】人的資源及び社会保障部令第 16 号  
 【発布日】2011-09-06  
 【施行日】2011-10-15  
 【概要】本弁法によると以下の通りである。

社会保険参加範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国国内で法に依拠して登録し又は登記した企業、事業組織、社会团体、民営非企業組織、基金会、法律事務所、会計事務所等の組織（以下「雇用主」という）が法に依拠して採用した外国人は、法に依拠して社会保険に参加しなければならない。雇用主及び本人は規定に基づき社会保険料を納付する。</li> <li>国外の雇用主と雇用契約を締結した後、中国国内に登録し又は登記した分支機関、駐在員事務所（以下「国内の就業先」という）に派遣され就業する外国人は、法に依拠して社会保険に参加しなければならない。国内の就業先及び本人は、規定に基づき社会保険料を納付する。</li> </ul> <p><b>備考：</b>上述の社会保険には従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険及び出産育児保険が含まれる。</p>
社会保険登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用主が外国人を採用する場合、就業証書の手続を行った日から 30 日以内に、その外国人のために社会保険登記手続を行わなければならない。</li> <li>国外の雇用主から国内の就業先に派遣され就業する外国人は、国内の就業先が上述の規定に基づきその外国人のために社会保険登記手続を行わなければならない。</li> </ul>
社会保険待遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険に参加する外国人は、条件に適合する場合、法に依拠して社会保険待遇を受けることができる。</li> <li>退職年金を受け取る年齢に達する前に出国した外国人は、その社会保険個人口座は保留扱いとし、再び中国にて就業する場合は、納付年数は累積計算し、本人が社会保険関係の終結を書面で申請する場合は、その社会保険個人口座中の残額を本人に一括して支払うこともできる。</li> <li>外国人が死亡した場合、その社会保険個人口座中の残額は法に依拠して相続できる。</li> <li>中国国外で毎月社会保険待遇を受ける外国人は、少なくとも毎年 1 回はその待遇の支払いをつかさどる社会保険事務機関に対し、中国在外大使館・領事館の発行する生存証明又は居住国の関係機関の公証、認証を受け且つ中国在外大使館・領事館が認証した生存証明を提供しなければならない。外国人が適法に入国している場合、社会保険事務機関に赴き自己の生存状況を自ら証明することができ、前項に規定する生存証明を提供しなくてもよい。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mohrss.gov.cn/page.do?pa=402880202405002801240882b84702d7&guid=53d6746e1a154e9d848020051c118795&og=4028802023e4c2330123e9a140f60ad7>

● 关于部分外商投资企业产品出口情况检查有关工作的补充通知

【发布单位】商务部办公厅、财政部办公厅、海关总署办公厅、国家税务总局办公厅  
 【发布文号】商办资函〔2011〕979号  
 【发布日期】2011-08-31  
 【出台背景】《外商投资产业指导目录（2007年修订）》不再将产品全部直接出口的允许类外商投资项目列为鼓励类外商投资项目。因此，财政部和海关总署发布2007年第42号公告，对2007年12月01日后新批准的产品全部直接出口的允许类外商投资项目，进口设备不再免税。该通知对该类企业的产品出口检查及退税工作进行了规定。  
 【内容提要】根据该通知：

报送材料	各地商务主管部门通知企业于2011年09月30日前将2011年以前核查期各年度产品出口情况核查表一式四份及申请退税企业缴税情况汇总表报送当地省级商务主管部门。
审核	商务、海关、国税、财政等部门审核后，商务主管部门于2011年12月31日前将加盖相关部门印章的核查表反馈给企业三份。
税款返还	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 经核查情况属实的企业，可按已通过核查年限向纳税地海关申请办理有关进口设备所征税款的返还手续。</li> <li>▪ 核查一年且符合规定的，可申请返还已缴纳税款的20%；核查两年且符合规定的，可申请返还已缴纳税款的40%；依此类推。</li> <li>▪ 企业申办返还税收时，应附加盖印章的各年度产品出口情况核查表。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201109/2010907730281.html>

● “十二五”节能减排综合性工作方案

【发布单位】国务院  
 【发布文号】国发〔2011〕26号  
 【发布日期】2011-08-31

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mohrss.gov.cn/page.do?pa=402880202405002801240882b84702d7&guid=53d6746e1a154e9d848020051c118795&og=4028802023e4c2330123e9a140f60ad7>

● 一部の外商投資企業の製品輸出状況検査関係作業についての補足通知

【発布機関】商務部弁公庁、財政部弁公庁、税関総署弁公庁、国家税務総局弁公庁  
 【発布番号】商弁資函〔2011〕979号  
 【発布日】2011-08-31  
 【発布背景】「外商投資産業指導目録（2007年改正）」は、製品を全部直接輸出する許可類の外商投資プロジェクトを爾後、奨励類外商投資プロジェクトには列記していない。したがって、財政部と税関総署が公布した2007年第42号公告では、2007年12月1日以降に新たに許可された製品を全部直接輸出する許可類の外商投資プロジェクトが輸入する設備を免税扱いにはしない。本通知は当該類の企業の製品輸出検査及び払戻税について規定を行っている。

【概要】本通知によると以下の通りである。

申告提出資料	各地の商務主管部門は、2011年9月30日までに2011年以前の確認対象期間の各年度の製品輸出状況確認表1式4通及び払戻税申請企業納税状況集計表を現地の商務主管部門に申告提出するよう企業に通知する。
許可	商務、税関、国税、財政等の部門が認可した後、商務主管部門は2011年12月31日までに関係部門による押印済みの確認表を企業に3通フィードバックする。
税金払戻	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 確認状況に誤りのない企業は、すでに認可された確認年数に応じて納税地の税関に輸入設備についての納税額払戻申請を申請することができる。</li> <li>▪ 1年間を確認し、規定に適合した場合は、既に納付済みの税額の20%の払戻を申請でき、2年間を確認し、規定に適合した場合には、既に納付済みの税額の40%の払戻を申請でき、その他はこれに基づき類推する。</li> <li>▪ 企業が払戻税の申請を行う場合、押印済みの各年度の製品輸出状況確認表を添付しなければならない。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201109/2010907730281.html>

● 「第十二次五ヶ年計画」省エネ排出削減全体の作業方案

【発布機関】國務院  
 【発布番号】国発〔2011〕26号  
 【発布日】2011-08-31

【实施日期】2011-2015

【内容提要】该方案涉及 12 个方面，包括：

1	节能减排总体要求和主要目标。
2	强化节能减排目标责任。
3	调整优化产业结构。包括： ▪ 严格控制高耗能、高排放和产能过剩行业新上项目，进一步提高行业准入门槛。严格控制高耗能、高排放产品出口。严禁污染产业和落后生产能力转入中西部地区。 ▪ 加快淘汰落后产能。 ▪ 调整《加工贸易禁止类商品目录》，提高加工贸易准入门槛。
4	实施节能减排重点工程。
5	加强节能减排管理。
6	大力发展循环经济。
7	加快节能减排技术开发和推广应用。
8	完善节能减排经济政策。
9	强化节能减排监督检查。
10	推广节能减排市场化机制。
11	加强节能减排基础工作和能力建设。
12	动员全社会参与节能减排。

同时，该方案公布了 5 个附件，具体规定了各地区在“十二五”期间的节能目标，化学需氧量、氨氮、二氧化硫、以及氮氧化物的排放总量控制计划。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zwqk/2011-09/07/content\\_1941731.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2011-09/07/content_1941731.htm)

● **危险化学品生产企业安全生产许可证实施办法**

【发布单位】国家安全生产监督管理总局

【发布文号】国家安全生产监督管理总局令 第 41 号

【发布日期】2011-08-05

【实施日期】2011-12-01

【内容提要】根据该办法：危险化学品生产企业是指依法设立且取得工商营业执照或者工商核准文件从事生产最终产品或者中间产品列入《危险化学品目录》的企业；危险化学品生产企业应当取得危险化学品安全生产许可证。

【备注】国家安全生产监督管理总局同时发布了《[危险化学品重大危险源监督管理暂行规定](#)》。从事危险化学品生产、储存、使用和经营的单位的危险化学品重大危险源的辨识、评估、登记建档、备案、核销及其监督管理，适用该规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2011/0907/147828/content\\_147828.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2011/0907/147828/content_147828.htm)

【施行日】2011-2015

【概要】本方案では 12 の方面に言及しており、具体的には以下の内容が含まれる。

1	省エネ排出削減の全体的要求及び主要な目標。
2	省エネ排出削減目標の責任を強化する。
3	産業構造の調整、最適化。主に以下のものが含まれる。 ▪ エネルギー消費量が多く、汚染排出量が多く、生産能力が過剰な業種がプロジェクトを新設することを厳格に制御し、さらに業種の参入ハードルを引き上げる。エネルギー消費量が多く、汚染排出量が多い製品の輸出を厳格に制御する。汚染産業及び立遅れた生産能力が中西部地区に移行することを厳禁する。 ▪ 立遅れた生産能力の淘汰を加速させる。 ▪ 「加工貿易禁止類商品目録」を調整し、加工貿易の参入のハードルを引き上げる。
4	省エネ排出削減重点工事を実施する。
5	省エネ排出削減管理を強化する。
6	循環経済の発展に力を入れる。
7	省エネ排出削減の技術開発及び普及応用を加速させる。
8	省エネ排出削減経済政策を整備する。
9	省エネ排出削減監督検査を強化する。
10	省エネ排出削減市場化メカニズムを普及させる。
11	省エネ排出削減基礎作業及び能力建設を強化する。
12	社会全体を動員して省エネ排出削減に参加させる。

また、本方案は 5 つの付属書類を公布しており、各地域における「第十二次五ヶ年計画」期間中の省エネ目標、化学的酸素要求量、アンモニア窒素、二酸化硫黄、及び窒素酸化物の排出合計量の制御計画を定めている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwqk/2011-09/07/content\\_1941731.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2011-09/07/content_1941731.htm)

● **危险化学品生产企业安全生产许可证实施办法**

【発布機関】国家安全生产监督管理总局

【発布番号】国家安全生产监督管理总局令 第 41 号

【発布日】2011-08-05

【施行日】2011-12-01

【概要】本弁法によると、危险化学品生产企业とは、法に依拠して設立し且つ工商営業許可証又は工商認可文書を取得して「危险化学品目録」に列記される最終的製品又は中間品の生産を取扱う企業をいう。危险化学品生产企业は、危险化学品安全生产許可証を取得しなければならない。

【備考】国家安全生产监督管理总局は、「[危险化学品重大危险源监督管理暂行规定](#)」を同時に発布している。危险化学品を生産、貯蔵保管、使用し、取扱う企業の危险化学品重大危険源の識別、評価、登記記録保管、届出、照合抹消及びその監督管理においては、本規定を適用する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2011/0907/147828/content\\_147828.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2011/0907/147828/content_147828.htm)

## ● 对外投资国别产业指引(2011年)

【发布单位】商务部、国家发展和改革委员会、外交部  
【发布文号】商合函〔2011〕767号  
【发布日期】2011-08-30

【内容提要】该指引涉及 115 个国家，重点介绍了这些国家的主要产业发展目标、优先发展产业领域、重点发展区域及相关产业、对外资行业准入规定等内容，并收录了中国签订的对外双边投资保护协定一览表（包括：国家、签署日期、生效日期、备注等信息）及避免双重征税协定的一览表（包括：国家、签署日期、生效日期、执行日期等信息）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://hzs.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/b/201109/20110907731140.html>

### 【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

- 《职业健康监护监督管理办法》、《工作场所职业病危害申报管理办法》、《用人单位职业卫生监督管理规定》、《建设项目职业卫生“三同时”监督管理办法》公开征求意见

日前，国家安全生产监督管理总局发布若干职业卫生规定草案，并公开征求意见，包括：

- 《职业健康监护监督管理办法（征求意见稿）》、《工作场所职业病危害申报管理办法（征求意见稿）》；
- 《用人单位职业卫生监督管理规定（草案）》；
- 《建设项目职业卫生“三同时”监督管理办法（草案）》。

（里兆律师事务所 2011 年 09 月 09 日整理编写）

- 人民币 QFII 试点可能近期推出

日前，中国人民银行有关负责人表示：经国务院批准，中国有关部门将推出在港募集人民币资金投资境内证券市场试点（即人民币 QFII）工作。目前，各项技术准备工作基本就序，可望近期推出。

## ● 对外投资国别产业手引(2011年)

【発布機関】商務部、国家發展改革委員会、外交部  
【発布番号】商合函〔2011〕767号  
【発布日】2011-08-30

【概要】本手引は 115 の国に言及しており、これらの国の主要な産業発展目標、優先的に発展させる産業分野、重点発展区域及び関係産業、外資業種の参入規定等の内容を重点的に紹介し、且つ中国が締結した対外二国間投資保護協定の一覧表（締結国、調印日、発効日、備考等の情報を含む）及び二重課税回避協定の一覧表（締結国、調印日、発効日、執行日等の情報を含む）を収録している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://hzs.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/b/201109/20110907731140.html>

### 【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関連する新着情報

- 「職業健康監護監督管理弁法」、「就業場所職業病危害申告管理弁法」、「雇用主職業衛生監督管理規定」、「建設プロジェクト職業衛生面での『3つの同時』監督管理弁法」がパブリックコメントを募集する

先頃、国家安全生产監督管理総局は幾つかの職業衛生規定草案を公表し、且つパブリックコメントを募集している。具体的には次の通りである。

- 「職業健康監護監督管理弁法（意見募集案）」、「就業場所職業病危害申告管理弁法（意見募集案）」
- 「雇用主職業衛生監督管理規定（草案）」
- 「建設プロジェクト職業衛生面での『3つの同時』監督管理弁法（草案）」

（里兆法律事務所が 2011 年 9 月 9 日付で作成）

- 人民幣 QFII の試行が近日中に実施されるようである

先頃、中国人民銀行の関係責任者が明かしたところでは、國務院の許可を受け、中国の関係部門は香港にて人民幣資金を募集し国内の証券市場へ投資する試行（即ち、人民幣 QFII）作業を実施する。現在、各種

- 试点初期，总金额为 200 亿人民币，额度的 80% 投资于内地债券市场，将对境内市场较为熟悉的境内基金管理公司、证券公司的香港子公司做起。
- 在试点顺利启动和开展后，中国证监会将会同内地和香港的有关部门和机构研究论证扩大试点的可行性。

另外，中国人民银行正在拟定《外商直接投资人民币结算业务管理办法（征求意见稿）》，并将就该办法征求有关部门的意见，完成意见征求工作后，将发布有关管理办法，允许港企在内的境外企业使用人民币来内地开展直接投资业务。

下一阶段中国将进一步支持香港人民币债券市场的发展。将增加香港发行人民币债券的境内金融机构，允许境内企业在香港发行人民币债券，扩大境内机构在香港发行人民币债券规模。初步考虑，2011 年境内机构赴港发债规模将增至 500 亿元，其中境内金融机构 250 亿元，境内企业 250 亿元。

（摘自新华网；2011 年 09 月 08 日发布）

技術的な準備作業は基本的に完了し、近々実施されるもようである。

- 試行初期において、総枠は 200 億人民元、同枠の 80% は国内の債券市場に投資され、国内市場にやや詳しい国内基金管理会社、証券会社の香港子会社から実施する。
- 試行作業が順調に起動し、実施された後、中国証券会は、国内及び香港の関係部門及び機関と試行拡大の可能性を検討し論証する。

また、中国人民銀行は現在「外商直接投資人民元決済業務管理弁法（意見募集案）」の制定を進めており、且つ本弁法について関係部門の意見を聴取し、聴取作業が完了した後、関係する管理弁法を公布し、香港企業を含む国外の企業が人民元を使用して国内で直接投資業務を行うことを認めることになる。

次の段階では、中国は香港の人民元債券市場の発展を更に支持することになる。香港で人民元債券を発行する国内金融機関を増やし、国内企業が香港で人民元債券を発行することを認め、国内機関が香港で人民元債券を発行する規模を拡大する。現段階では、2011 年には国内機関の香港での債券発行規模を 500 億人民元までに増やすことが考えられ、その内、国内の金融機関が 250 億人民元、国内の企業が 250 億人民元である。

（2011 年 9 月 8 日付の新華網ウェブサイトより抜粋）

## ● 《美国反海外贿赂法》简介

《美国反海外贿赂法》（Foreign Corrupt Practice Act）制定于 1977 年，并经两次美国国会修正案的修订（1988 年的《综合贸易和竞争法》和 1998 年的《国际反贿赂与公平竞争法》；以下简称“FCPA”），是目前规制美国个人和企业对外行贿的最主要的法律，旨在禁止证券发行人和其他美国个人或企业等主体以获取、维持业务为目的向外国官员或相关人员行贿，以维护市场经济的自由和平等。

近年来，由于 FCPA 在张恩照案、德普案、朗讯案等案件中频频被适用，逐渐被中国企业所重视。以下，律师主要介绍 FCPA 的主要条款以及相关案例，供参考。

### 一、FCPA 之反贿赂条款

FCPA 的内容，主要分为两部分，一部分是“反贿赂条款”，即禁止向外国官员或相关人员行贿，并提供了相应的处罚依据；另一部分是“会计条款”，即企业会计账目管理，着眼于公司的内部控制体系，力求通过企业的自律监管实现对贿赂的有效预防。其中，“反贿赂条款”是 FCPA 最重要的组成部分，

## ● 「連邦海外腐敗行為防止法」についての簡潔な紹介

「連邦海外腐敗行為防止法」（Foreign Corrupt Practice Act。以下「FCPA」という）は、1977 年に制定され且つ二度のアメリカ連邦議会改正案（1988 年の「包括通商・競争力法」及び 1998 年の「国際的賄賂禁止法」）により改正された。現在、アメリカの個人及び企業の対外的な賄賂支払い行為を規制する最も主要な法律であり、その趣旨は証券の発行者とその他米国の個人又は企業等の主体が業務を獲得し、維持する目的で外国公務員又は関係者に賄賂の支払いを禁じて、市場経済の自由と平等を守ることにある。

近年、FCPA は、張恩照事件、德普社事件、ルーセント事件等の案件において頻りに適用されていることから、徐々に中国企業からも重視されるようになった。以下、参考まで筆者は FCPA の主な規定及び関係する事例を紹介する。

### 一、FCPA の賄賂禁止規定

FCPA は 2 つの主要な規定を有し、第一は「賄賂禁止規定」であり、外国公務員又は関係者に賄賂の支払いを禁止する規定であり、且つかかる処罰根拠を挙げている。第二は、「経理規定」であり、企業の会計帳簿の管理規定であり、会社の内部コントロール体系に着眼し、企業の自律的な監督管理を通じて賄賂の支払を有

本文中，律師僅針對“反賄賂條款”條款進行簡要介紹。

効的に予防しようというものである。その中でも「賄賂禁止規定」は、FCPA の中でも最も重要な構成部分であり、本文では、「賄賂禁止規定」に絞って簡潔に紹介する。

海外賄賂行為の主体	
分類	<p>1. 発行人：《証券交易法案》（1934 年）规定了哪些主体是发行人（即，海外賄賂行為的主体），主要包括在美国注册上市的企业，或者根据该法案的要求向証券交易委员会定期备案或提交报告的任何企业。</p> <p>2. 美国国内主体，包括两类：</p> <p>1) 自然人，包括美国公民以及定居在美国的自然人，例如：发行人和国内主体的任何董事、职员、代理、或者代表发行人或国内主体行事的任何股东；</p> <p>2) 非自然人，包括根据美国法律成立或主营业地设在美国的有限公司、合伙制企业、协会、股份制企业、商业信托、非公司组织、或者一人公司。</p> <p>另外，包括发行人在内，美国的母公司同样需要为其在海外的子公司向外国官员或相关人员行贿的行为负责，受到 FCPA 的制裁。</p>
相关案例	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 美国诊断产品公司（DPC）在中国的子公司天津德普诊断产品有限公司为开展业务，11 年中向中国实验室工作人员及国有医院医生行贿总额达 160 多万美元。</li> <li>▪ 美国司法部认为，该行为违反了 FCPA 有关“禁止美国企业向外国有关人员行贿”的规定。为此，DPC 为其在海外子公司的行贿行为受到了处罚（以下简称“德普案”）。</li> </ul>
律师提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 有关上述“德普案”，不难发现，行贿主体是中国公司，但其母公司 DPC 却因子公司的行贿行为受到了美国司法部的处罚。美国司法部对 DPC 的处罚表明，即便不是行贿主体，但是，作为行贿主体的母公司，仍负有责任、需要为其子公司的行贿行为承担责任；FCPA 正是通过严厉的处罚手段，规制企业（包括其关联公司）的商业行为，从而维护美国公司间的公平竞争。</li> <li>▪ 另外，有关海外賄賂行為的主体，需要提示的是，FCPA 实际上贯彻了美国管辖理论中的“长臂管辖原则”<sup>1</sup>，具体表现在如下方面： <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 所有美国公民、永久性居民或其他具</li> </ul> </li> </ul>

海外贈賄行為の主体	
分類	<p>1. 発行者：「証券取引法」(1934 年)では、どの主体が発行者（即ち、海外贈賄行為の主体）であるかを定めており、主に米国に登録した上場企業又は本法案の要求に基づき証券取引委員会に定期的に届出を行う若しくは報告書を提出する如何なる企業が含まれる。</p> <p>2. 米国国内の主体は、次の 2 つに分けられる。</p> <p>1) 自然人。米国民及び米国に定住する自然人を含み、たとえば、発行者及び国内主体の如何なる役員、社員、代理人、又は発行者若しくは国内主体の代理として機能する如何なる株主である。</p> <p>2) 非自然人。米国法に基づき成立した又は主力営業地を米国に設置した又は有限会社、パートナーシップ制企業、協会、株式制企業、商業信託、非会社組織、又は一人会社が含まれる。</p> <p>そのほか、発行者を含め、米国の親会社も同様に自己の海外の子会社が外国公務員又は関係者に賄賂の支払いを行う行為に責任を負わなければならない、FCPA の制裁を受ける。</p>
関連事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 米国ダイアグノスティック・プロダクツ・コーポレーション社（DPC 社）の中国における子会社の天津德普診断產品有限公司が業務を展開するために、11 年間に中国の実験室職員及び国有病院の医者に行った賄賂支払総額は合計 160 万米ドル余りに達した。</li> <li>▪ 米国司法省は、同行為は FCPA の「米国企業が外国の関係者に賄賂を支払うことを禁止する」ことに関する規定に違反したと見なした。これにより、DPC 社は自己の海外の子会社の賄賂支払い行為のために処罰を受けた（以下「德普社事件」という）。</li> </ul>
筆者のコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 上述の「德普社事件」について言えば、賄賂の支払主体は中国の会社ではあるが、その親会社である DPC 社は、子会社による賄賂支払行為のために米国司法省に処罰されたことが分かる。米国司法省の DPC 社に対する処罰は、たとえ賄賂支払主体でなかったとしても、賄賂支払主体の親会社として、やはり責任があり、その子会社の賄賂支払行為について責任を負う必要があり、FCPA は正にその厳しい処罰手段として、企業（その関連会社を含む）の商業行為を規制することで、米国の会社間の公平な競争を守るのだと表明している。</li> <li>▪ また、海外贈賄行為の主体について、FCPA は、事実上、米国の管轄権の理論における「口</li> </ul>

<sup>1</sup> “长臂管辖”就是通过采用“最低限度的接触标准”，对根据普通法管辖规则无管辖权的人和公司行使管辖权。“最低限度的接触标准”即只要被告经常直接地或通过代理人在该州境内从事商业活动，或因其行为或不行为在该州境内造成了损害，法院即取得对被告的管辖权。

<sup>1</sup> 「ロングアーム法」とは「最小限度の関連基準」を通じて、一般法では管轄権のない人及び会社に管轄権を行使することである。「最小限度の関連基準」とは、被告が日常的に直接に又は代理人を通じて同州領域内で商業活動をし、又はその行為若しくは不行為が同州領域内で損害をもたらせば、裁判所はその被告に対する管轄権を有することになる。

	<p>有美国国籍的人（不论其当前是否居住在本国），所有根据美国法律注册成立的公司、企业或者其他组织，都受美国司法机构管辖；</p> <p>2) 虽然不具有美国国籍或不在美国注册，但在美国发行证券或主要业务所在地在美国的所有企业以及这些企业的董事、职员、代理、股东，如使用了美国的邮件系统或者隶属于美国的国际商业工具<sup>2</sup>，则美国司法机构具有管辖权；</p> <p>3) 其他企业、个人或者企业的董事、职员、代理、股东在美国期间使用美国的邮件系统、国际商业工具来行贿，则美国司法机构具有管辖权。</p> <p>根据“长臂管辖原则”，上述三类主体都有可能成为海外贿赂行为的主体。</p>
<b>海外贿赂行为的对象</b>	
<b>分类</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国官员，例如：在外国政府或其部门、公共国际组织、国有企业的官员或履行公职的雇员；</li> <li>2. 外国政党及其领导人；</li> <li>3. 外国政治职位候选人。</li> </ol>
<b>相关案例</b>	<p>美国著名金融 IT 服务供应商 FIS 的前身 AIS 以“咨询费”的名义向中国建设银行股份有限公司前董事长张恩照行贿，因此违反了 FCPA（以下简称“张恩照案”）。</p>
<b>律师提示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有关上述“张恩照案”，律师认为，张恩照之所以可以成为 FCPA 项下的行贿对象，是因为张恩照是国有企业的高层领导人，符合 FCPA 行贿对象的条件。</li> <li>另外，需要特别提示的是，根据 FCPA，判断是否是行贿对象，除了根据其行政身份确定以外，还要看其是否实际行使政府公共职权。如果不具备行政身份，但实际履行公共职权，也可能成为 FCPA 的行贿对象。</li> </ul>
<b>海外贿赂行为的主观方面</b>	
<b>意图</b>	<p>FCPA 禁止为了商业目的而实施的贿赂行为（无论是否取得实际利益）。</p>
<b>相关案例</b>	<p>在 U.Sv.Vitusa 公司案中，Vitusa 公司向多米尼加共和国官员行贿约 50,000 美元，用以督促多米尼加共和国向 Vitusa 公司支付欠款。尽管美国司法部认为欠款事实客观存在，但为了追回欠款而向外国官员行贿违反了 FCPA，Vitusa 公司及其负责人也因此遭到美国司法部</p>

<sup>2</sup> 如手机、银行账户等。

<sup>2</sup> たとえば、携帯電話、銀行口座など。

	<p>「ロングアーム法」<sup>1</sup> を貫徹しており、具体的には以下の方面で具現化されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) すべての米国民、永住者又はその他米国籍保有者（現在、米国本国に居住しているかどうかを問わず）、及びすべての米国法に基づき登録成立した会社、企業若しくはその他組織は、いずれも米国司法機関の管轄を受ける。</li> <li>2) 米国籍を保有せず又は米国に登録していないが、米国で証券を発行し又は主要業務の所在地が米国にあるすべての企業及びこれら企業の役員、社員、代理人、株主が、米国のメールシステム又は米国に隷属する州際通商における手段<sup>2</sup> を使用した場合、米国司法機関がその管轄権を有する。</li> <li>3) その他企業、個人又は企業の役員、社員、代理人、株主が米国滞在中に米国のメールシステム、州際通商における手段を使用して賄賂を支払った場合、米国司法機関が管轄権を有する。</li> </ol> <p>「ロングアーム法」によると、上記の 3 種類の主体は、いずれも海外贈賄行為の主体となり得る。</p>
<b>海外贈賄行為の対象</b>	
<b>分類</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国公務員。たとえば、外国政府又はその部門、公共国際組織、国有企業の公務員又は公職を履行する職員。</li> <li>2. 外国の政党及びその当局者。</li> <li>3. 外国の政治職の候補者。</li> </ol>
<b>関連事例</b>	<p>米国の著名な金融 IT サービスサプライヤーである FIS 社の前身の AIS 社は、「コンサルティング料」の名目で中国建設銀行股份有限公司の張恩照・前董事長に賄賂を支払ったことから、FCPA に違反した（以下「張恩照事件」という）。</p>
<b>筆者のコメント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上述の「張恩照事件」については、筆者の認識では、張恩照が FCPA に基づく賄賂支払対象となったのは、張恩照が国有企業の上層のトップであり、FCPA の賄賂支払い対象の条件に適合したからであると考えられる。</li> <li>また、注目すべきこととしては、FCPA によると、賄賂支払い対象かどうかの判断は、その行政身分に基づき確定するほか、さらには政府公共職権を実際に行使したかどうかも考慮しなければならない。行政身分を持たなくても、実際に公共職権を履行したのであれば、やはり FCPA にいう賄賂支払い対象となり得る。</li> </ul>
<b>海外贈賄行為の主観的方面</b>	
<b>趣旨</b>	<p>FCPA は、商業目的で行う賄賂行為を禁止する（実際の利益を取得するかどうかを問わない）。</p>
<b>関連事例</b>	<p>U.Sv.Vitusa 社の事件では、Vitusa 社がドミニカ共和国の公務員に約 50,000 米ドルの賄賂を支払い、ドミニカ共和国に Vitusa 社に対する未払金の支払いを催促するのに用いた。米国司法省は、未払い金という事実が客観的に存在しているが、未払い金を取り戻す為に、外国公務員に賄賂を支</p>

	的起诉（以下简称“U.S.v.Vitusa 公司案”）。
律师提示	有关上述“U.S.v.Vitusa 公司案”，律师认为，在 FCPA 项下，只要企业是为了商业目的而实施了贿赂（不论客观上是否存在合理因素或利益 <sup>3</sup> ），就需要受到 FCPA 的规制。当然，如果该笔费用被适当地记入会计账簿，则可作为“促进性支付”（Facilitating Payments）从而使企业免受 FCPA 的处罚。
<b>海外贿赂的行贿方式</b>	
范围	FCPA 中反贿赂条款所禁止的行为包括： <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 直接进行不正当支付，包括直接支付金钱或有价物品；</li> <li>▪ 间接进行不正当支付，包括提议、承诺支付、授权第三方提供任何金钱或者有价物品的行为。</li> </ul>
相关案例	在 1986 年 U.S v. Gorman 一案中，有价物品也包括了未来就业的承诺（以下简称“U.S v. Gorman 案”）。
律师提示	FCPA 禁止的行贿方式范围比较广泛，不限于传统的金钱贿赂，还包括金钱之外的其他物品，例如：“U.S v. Gorman 案”中对未来就业的承诺；此外，还可能是以外国官员名义设立的奖学金、慈善捐助等。
<b>海外贿赂的制裁措施</b>	
刑事处罚	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企业和其他商业实体：最高可处以 2500 万美元的罚金；</li> <li>▪ 自然人：最高可处以 500 万美元罚金，也可并处或单处 20 年以下监禁。</li> </ul>
民事处罚	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 一般情况下，海外贿赂行为的主体可能被判处不超过 1 万美元的民事罚款；</li> <li>▪ 特殊情况下（美国证券交易委员会对海外贿赂行为的主体提起民事诉讼），法院可能判决追加罚款<sup>4</sup>。</li> </ul>
其他处罚	除了上述刑事责任和民事责任，根据实践中发生的案例，海外贿赂行为的主体还可能受到如下处罚： <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 可能被剥夺或者中止参与美国政府采购的资格；</li> <li>▪ 可能难以取得出口许可证；</li> <li>▪ 可能无法进口或出口由美国总统决定的军需品；</li> <li>▪ 可能被美国证券交易委员会中止或禁止从事证券业务，等等。</li> </ul>

	払うのは FCPA に違反していると判断し、Vitusa 社及びその責任者はこれにより米国司法省に提訴された（以下「U.S.v.Vitusa 社事件」という）。
筆者のコメント	上述の「U.S.v.Vitusa 社事件」について、筆者の認識では、FCPA に基づく場合、企業は商業目的で賄賂を支払えば（客観的に見て合理的な要素又は利益 <sup>3</sup> が存在するかどうかを問わない）、FCPA の規制を受けることになる。勿論、この費用が適切に会計帳簿に記帳されれば、「円滑化のための支払い」（Facilitating Payments）と見なすことができるため、企業は FCPA の処罰を受けずに済む。
<b>海外贈賄の賄賂支払い方式</b>	
範囲	FCPA における賄賂禁止規定で禁止されるものには以下の行為が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 不正な支払いを直接に行うこと。金銭又は有価物を直接に支払うことを含む。</li> <li>▪ 不正な支払いを間接的に行うこと。如何なる金銭又は有価物を申し出し、支払を承諾し、第三者に提供の権限を付与する行為を含む。</li> </ul>
関連事例	1986 年の U.S v. Gorman 事件では、有価物には将来の就業に対する承諾も含まれている（以下「U.S v. Gorman 事件」という）。
筆者のコメント	FCPA が禁止する賄賂支払方式の範囲はやや広く、伝統的な金銭の賄賂に限らず、金銭以外のその他の物品も含まれ、たとえば、「U.S v. Gorman 事件」での将来の就業に対する承諾や、外国公務員名義で設立された奨学金、慈善寄付金等も考えられる。
<b>海外贈賄の制裁措置</b>	
刑事处罚	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業及びその他商業主体：最高で 2500 万米ドルの罰金を科すことができる。</li> <li>▪ 自然人：最高で 500 万米ドルの罰金を科すことができ、20 年以下の禁固刑を併科し又は単独で科すこともできる。</li> </ul>
民事处罚	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 通常、海外贈賄行為の主体は、1 万米ドル以下の民事罰金を科されるおそれがある。</li> <li>▪ 特殊な状況においては（米国証券取引委員会が海外贈賄行為の主体に対し民事訴訟を提起する）、裁判所は罰金の追加を命令することもあり得る<sup>4</sup>。</li> </ul>
その他の処罰	上述の刑事責任及び民事責任のほか、実践中に発生した事例によると、海外贈賄行為の主体は、更に以下の処罰を受けるおそれがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 米国政府調達に参入する資格が剥奪され又は中止されるおそれがある。</li> <li>▪ 輸出ライセンスが取得し難いおそれがある。</li> <li>▪ 米国大統領が決定した軍需品を輸入し又は輸出できないおそれがある。</li> <li>▪ 米国証券取引委員会から証券業務の取り扱いを中止され又は禁止されるおそれがある。その他。</li> </ul>

<sup>3</sup> 根据 FCPA，该利益既包括不正当的利益，也包括本来可能是正当的利益。

<sup>3</sup> FCPA によると、当該利益には不正な利益も、もともとあり得る正当な利益も含まれる。

<sup>4</sup> 追加罰金の数額限於違法所得；違法状況严重时，通常对自然人处以 5 千美元以上 10 万以下罚款，对非自然人主体处以 5 万美元以上 50 万以下罚款。

<sup>4</sup> 追加罰金額は違法所得に限られる。違法状況が深刻な場合、通常、自然人に対しては 5 千米ドル以上 10 万米ドル以下の罰金を科し、非自然人の主体に対しては、5 万米ドル以上 50 万米ドル以下の罰金を科す。

律師提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>有关刑事责任和民事责任的承担问题，具体由美国证券交易委员会或司法部经审查后定夺。</li> <li>无论是刑事处罚、还是民事处罚，除了企业依照 FCPA 需要承担的部分之外，违反 FCPA 的董事、职员、代理、股东均需要独自承担处罚后果，不得直接或间接由企业代为承担。</li> </ul>
------	--

筆者のコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑事責任及び民事責任の負担については、具体的には米国証券取引委員会又は司法省が審査し決定する。</li> <li>刑事処罰か民事処罰かを問わず、企業はFCPA に依拠して負担しなければならない部分のほか、FCPA に違反した役員、社員、代理人、株主はいずれも処罰の結果を独自で負担する必要があり、直接又は間接的に企業がその負担を代わってはならない。</li> </ul>
---------	--

## 二、FCPA 对企业的启示

企业应注重长远、可持续的发展。律师建议，中国企业（特别是与美国企业存在业务合作关系的企业，以及美国企业在中国设立的子公司等）可以根据 FCPA 的相关规定，逐渐规范企业内部规定和操作，从而减少企业的道德风险和法律风险。

需要注意的是，尽管 FCPA 规制的行为主体主要是美国境内主体，但是，FCPA 也可能对中国境内的企业（包括外商投资企业；以下简称“中国企业”）产生一定影响，律师简要提示如下：

### （一）可能的影响

序号	情形	可能产生的影响
1	中国企业是美国企业的合作伙伴或交易对手	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>交易受阻。</b>通常情况下，美国企业与中国企业合作或交易之前，可能会要求对中国企业的内部交易制度、财务状况、会计记录以及相关文件进行审查，如发现存在任何与 FCPA 不符的情形，可能会影响或者阻碍双方的合作或交易。</li> <li><b>违约责任。</b>如美国企业与中国企业在合同中约定必须符合 FCPA 的相关规定，但中国企业在合作或交易过程中违反了该约定，那么，根据合同约定以及中国《合同法》等相关法律规定，中国企业可能需要承担相应的违约责任。</li> <li><b>接受审查。</b>如美国企业被认为涉嫌海外贿赂，则作为该美国企业的合作或交易方的中国企业可能需要配合美国证券交易委员会或司法部的调查。原则上来说，美国司法部并不能直接起诉或处罚中国企业或相关人员，但是，如审查后发现中国企业内部制度或交易行为违反 FCPA 或中国商业贿赂方面的相关法律规定，美国司法部可能会通过媒体或其他形式曝光中国企业问题，这对中国企业的形象和商业信誉会造成不利影响。</li> </ul>

## 二、FCPA の企業に対する啓発

企業は、長期的な、持続可能な発展を重んじなければならぬ。中国企業（とりわけ、米国企業と業務提携関係のある企業、及び米国企業が中国に設立した子会社など）は、FCPA の関係規定に基づき、企業内部の規定及び取り扱い方法を順次規範化していくことで、企業のモラルリスク及び法的リスクを抑えるようにしたい。

また、FCPA の規制する行為主体は主に米国領内の主体ではあるが、FCPA は中国国内の企業（外商投資企業を含む。以下「中国企業」という）に対しても一定の影響を及ぼす可能性があることに注意しなければならない。参考まで、下表にコメントを整理する。

### （一）考えられ得る影響

番号	状況	考えられ得る影響
1	中国企業が米国企業の提携パートナー又は取引相手である	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>取引の妨げになる。</b>通常、米国企業が中国企業と提携し又は取引を行う前に、中国企業の内部取引制度、財務状況、会計記録及び関係書類の審査を求められることになると思われるが、FCPA に適合しない何らかの状況が存在することを発見した場合、双方の提携又は取引に影響し又は阻むことになる可能性がある。</li> <li><b>违约责任。</b>米国企業が中国企業と契約中で FCPA の関係規定に必ず適合しなければならないと約定したが、中国企業が提携又は取引の過程で同約定に違反した場合、契約の約定及び中国「契約法」等の関係する法律の規定に基づき、中国企業は相応の违约责任を負わなければならないと思われる。</li> <li><b>審査を受けることになる。</b>米国企業が海外贈賄の疑いがあると認識された場合、当該米国企業の提携又は取引相手である中国企業は、米国証券取引委員会又は司法省の調査に協力しなければならない可能性がある。厳密に言えば、米国司法省は中国企業又は其の関係者を直接に提訴し又は処罰することはできないが、審査の結果、中国企業の内部制度又は取引行為が FCPA 若しくは中国商業賄賂方面での関係法律</li> </ul>

2	中国企業は米国企業に設立した子会社である	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>取引受阻。</b> 今後該中国企業與其他企業間の合作或交易关系可能受到影响。</li> <li>▪ <b>接受审查。</b> 理由見以上第 1 种情形所述。</li> <li>▪ <b>降低信誉。</b></li> </ul>
3	中国企業 <sup>5</sup> 在美国设立了子会社并注册上市	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>降低信誉。</b> 如中国企業在美国注册上市の子会社实施了海外贈賄行為, 該海外贈賄行為以及后续的处罚結果必然披露于众, 在此情況下, 作为母公司的中国企業的社会评价和企业形象也可能随之降低。</li> </ul>
4	中国企業 <sup>6</sup> 的相关人員接受了海外贈賄	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>相关管理人員受到牽連。</b> 如前所述, 海外贈賄行為的主要規制対象は政府官員或者政党领导人等。从上述“張恩照案”等相关案件看出, 在中国的经济政治环境下, 除政府官員或者政党领导人之外, 在具有政府背景的社会团体或国有企业担任管理职位的人員, 最有可能受到 FCPA 的牽連, 并因为各种压力被迫辞去职位或接受相关处罚。</li> <li>▪ <b>降低信誉。</b> 理由見以上第 3 种情形所述。</li> </ul>

(二) 操作建議

针对 FCPA 对中国企業可能产生的影响, 律師认为, 中国企業可以结合自身情况, 酌情采取如下措施, 以避免受到 FCPA 的负面影响或承担相应責任:

- 1) 规范企业内部制度(特别是财务制度), 严格执行通用会计准则, 遵守 FCPA 以及中国有关商业贈賄等的各项法律规定;
- 2) 选择合作伙伴, 对合作伙伴的資本背景、企业文化等进行必要的调查、了解;
- 3) 建立反商业贈賄的規章制度, 树立正确、积极的企业文化, 引导、教育企业員工拒绝商业贈賄, 拒绝为争取交易机会向对手行賄。

<sup>5</sup> 外商投资企业目前无相关情况, 不做重点考虑; 此点提示主要针对依据中国法律设立的其他类型企业。

<sup>5</sup> 外商投资企业には現在関係状況はなく、重点的な検討は行わない。このコメントでは、主に中国法に依拠して設立した其他形態の企業を対象とする。

<sup>6</sup> 此情况一般适用于国有企业或被 FCPA 认定为代表中国政府行事的实体。

<sup>6</sup> この状況は、通常、国有企业又は FCPA で中国政府の代理として機能すると認定された实体に適用する。

		規定に違反していることがわかった場合、米国司法省はメディア又はその他の形式を通じて中国企業の問題を明るみにすることが考えられ、そうなると中国企業のイメージ及び信用は悪影響を受けることになる。
2	中国企業は米国企業が中国に設立した子会社である	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>取引の妨げになる。</b> 今後、当該中国企業と其他企業間の提携又は取引関係が影響を受けるおそれがある。</li> <li>▪ <b>審査を受けることになる。</b> 理由は、1 つ目の状況を参照。</li> <li>▪ <b>信用を下げることになる。</b></li> </ul>
3	中国企業 <sup>5</sup> が米国に子会社を設立し且つ上場している	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>信用を下げることになる。</b> 中国企業が米国で登録上場させた子会社が海外贈賄行為を行った場合、当該海外贈賄行為及び後続の处罚結果は必ず公に開示されるはずであり、そうなると、親会社としての中国企業の社会的評価及び企業イメージはそれとともに下がってしまう。</li> </ul>
4	中国企業 <sup>6</sup> の關係者が海外贈賄を受けた	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>関連経営陣が巻き込まれる。</b> 前述したように、海外贈賄行為の主な規制対象は政府公務員又は政党の当局者などである。上述の「張恩照事件」等の関係する案件から、中国の經濟政治環境においては、政府公務員又は政党の当局者のほか、政府の背景を持った社会团体又は国有企业にて管理職を務める人員が、FCPA の巻き添えを最も受けやすく、且つ様々なプレッシャーからやむなく職位から去り又は関係する处罚を受けることになることがわかる。</li> <li>▪ <b>信用を下げることになる。</b> 理由は、3 つ目の状況を参照。</li> </ul>

(二) 取り扱いにおいての提案

FCPA が中国企業に対してもたらし得る影響について、中国企業は自社の状況に応じて、諸事情を勘案して以下の措置を講じることで、FCPA のマイナスの影響を受け又は相應の責任を負わないようにするのがよい。

- 1) 企業内部制度(とりわけ財務制度)を規範化し、一般に認められた会計原則を厳格に実施し、FCPA 及び中国の商業贈賄等に関する法律の諸規定を遵守する。
- 2) 提携パートナーを選択し、提携パートナーの資本背景、企业文化等について必要な調査を実施し、把握する。
- 3) 商業贈賄を禁止する規則制度を制定し、正確且つ積極的な企业文化を樹立し、企業の従業員が商業贈賄を拒否し、取引機会を獲るために

FCPA 虽仅是美国的一部国内法律，但鉴于其立法理念有利于保护、促进市场公平竞争，对企业长远发展有利，许多其他国家、国际组织也都在积极借鉴 FCPA 的做法，建立自己的反商业贿赂制度。因此，中国企业在与境外企业开展合作或交易时，应特别予以留意。

（里兆律师事务所 2011 年 09 月 09 日整理编写）

相手に賄賂を支払うことを拒否するよう誘導し、教育する。

FCPA は、米国の国内法律の一部に過ぎないが、その立法理念は市場の公平な競争を守り、促進するのに有益であり、企業の長期的な発展に有利であることから、数多くのその他の国、国際組織も FCPA の手法を積極的に参考にし、自己の商業賄賂禁止制度を制定している。したがって、中国企業が海外企業と提携又は取引を実施する際には、特別に注意すべきであろう。

（里兆法律事務所が 2011 年 9 月 9 日付で作成）